

オープンカウンター方式による見積依頼について

令和7年8月12日

関東管区警察局栃木県情報通信部

- ・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、下記の連絡先に連絡されたい。

記

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 件名 | スペクトラムアナライザ 修理 |
| 2 仕様等 | 仕様書のとおり（HPに掲載） |
| 3 見積書提出期限 | 令和7年9月8日17時15分 |
| 4 見積合わせ日時 | 令和7年9月9日10時00分 |
| 5 履行期限 | 令和7年11月28日まで |

<留意事項>

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

2 問い合わせ先

関東管区警察局栃木県情報通信部通信庶務課経理係
〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号
代表電話番号 028-621-0110
Eメールアドレス tochigi.CGA@npa.go.jp

3 見積書の提出場所

上記2「問い合わせ先」と同じ

4 見積書の作成及び提出方法

- (1) 見積書の様式は問わないが別紙様式の内容を満たすものとし、見積書作成年月日、宛名、件名、見積金額（消費税込み）、参加者の住所、社名、代表者名の記載及び押印の上提出すること。
なお、見積書は社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。
- (2) 見積金額は、履行に要する一切の費用を含めた総価（消費税込み）を記載すること。
当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額を記載すること。
- (3) 見積書の提出は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とする。
※ 押印省略により作成した見積書に限りメールによる提出も可能とする。

提出期限については、紙媒体による提出と同様とする。

5 見積書の無効

- (1) 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。
- (2) 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。
 - ア 金額を訂正した見積書
 - イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書
 - ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書
 - エ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書

6 契約の相手方及び契約金額について

- (1) 期日までに提出された有効な見積書のうち、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格（消費税込み）を提示された者を契約の相手方とする。
- (2) 契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）とする。
- (3) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書を提出すること。

7 見積合わせ結果について

- (1) 契約の相手方に決定した事業者の方にのみ当方から連絡を行う。
- (2) 見積合わせの決定業者及び金額については、見積書提出期限経過後、上記2に問い合わせること。

8 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、契約書又は請書等を作成すること。

9 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とする。
- (2) 上記7において、同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施する。
- (3) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼、又は随意契約の協議をすることができるものとする。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合がある。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、適法な請求書（官署支出官関東管区警察局総務監察部長宛）を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関に振り込みを行う。

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局栃木県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

件 名 スペクトラムアナライザ 修理

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
金										

(消費税及び地方消費税を含む)

履行期限 令和 7 年11月28日まで

代表者連絡先

事務担当者名

事務担当者連絡先

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局栃木県情報通信部長 殿

見積書提出日

住 所

会 社 名

代表者名

件 名

契約金額の総額(消費税込み)を記入。小数点以下は切り捨てとする。

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(消費税及び地方消費税を含む)

履行期限 令和 年 月 日まで

下記事項は社印及び代表者印省略時記載

代表者連絡先

事務担当者名

事務担当者連絡先

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合には当団体）は、下記事項について見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて発注元の契約担当官又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

1 件名

スペクトラムアナライザ 修理

2 履行期限

令和7年11月28日(金)

3 作業内容

関東管区警察局栃木県情報通信部（以下「当部」という。）が保有するスペクトラムアナライザ（以下「測定器」という。）の修理（修理後の校正を含む）を実施し、正常に動作する状態にすること。

4 測定器の規格等

メーカー：ローデシュワルツ

規格：FSV40

シリアルナンバー：100882

5 作業の実施

- (1) 修理後の校正業務が完了した測定器については、校正実施年月を記載した「校正ラベル」を貼付し、対象測定器を引き渡す際は、校正証明書等を添付すること。
- (2) 製品規格値に適合しない測定器を引き渡す際は、校正不合格の旨が記載された報告書を添付すること。
- (3) 受注者は、作業の完了後、修理完了報告書等を当部に提出すること。

6 一般事項

- (1) 本仕様書に関し疑義等が生じた場合には、担当者とその都度協議すること。
- (2) 測定器は精密機器のため、運搬時には、保護のために必要な梱包、揺れ止めの固定等を施すこと。また、測定器が受ける振動が最小限になるよう配慮すること。
- (3) 作業の実施に当たり生じた損害については、原則として受注者が損害を賠償すること。
- (4) 本仕様書に明示していない事項であっても、作業の特性上当然実施しなければならない事項については、受注者の負担において実施すること。

7 検査

検査は、修理完了報告書等により行うものとする。

8 その他

支払いは、検査に合格後適法な支払請求書（官署支出官関東管区警察局総務監察部長宛）を受領した日から30日以内とする。